

盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会運営要領

(令和7年7月28日管理者決裁)

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例第1条に規定する盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2 委員会の会議は、盛岡広域環境組合の保有する情報の公開に関する条例（令和5年4月18日条例第23号）第7条各号に掲げる情報が含まれる内容を調査審議する場合において、委員会の決定により、非公開とする。

2 委員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又はそのおそれのあるものについては、委員会の決定により、新ごみ処理施設整備運営事業者の選定に係る実施方針を公表するまでの間、非公表とする。

3 初回の会議においては、会議の開催方法を決定するまでは、協議を非公開とし、委員に関する情報を非公表とする。

(会議録の作成及び公表)

第3 会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) その他委員長が必要と認める内容

附 則

この要領は、令和7年7月31日から施行する。